

報道の自由を脅かす「裁判員制度」の問題点

現在提案されている裁判員制度と「報道の自由」の関係を検討するにあたって、以下の3つの時期に分けて考察してみる。

1 裁判手続の開始前

これは事件が発生してから刑事裁判が始まるまでの時期である。

ここでは、「裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめる行為その他の裁判の公正を妨げるおそれのある行為を行ってはならない」(8(3)ア)、「報道機関は、アの義務を踏まえ、事件に関する報道を行うに当たっては、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめないように配慮しなければならないものとする」(8(3)イ)とされている。

裁判の公正が確保されなければならないことには異論はないが、問題はその確保の方法である。まず、前提として上記イが禁止している偏見を生じさせてはならない対象は、「裁判員候補者」であるが、「裁判員候補者」は「選挙人名簿をもとに裁判員候補者名簿を作成する」(2(7))と規定されているとおり、当該地域に住む住民一般であるから、実際には、「偏見を生じさせる」と判定される報道は、すべて許されないこととなる。

ところが、ここでいう「偏見」が何を指すかははっきりしない。現実の事件報道で、その内容が有罪無罪の判定に影響を与える可能性が絶無というものは極めて少ないであろうから、これだけでは絞りにならない。

「偏見」とは事実に、基づかないものの見方を指すが、問題は、「事実」が何であるかについて見解が大きく分かれうるということである。この時期(裁判開始前)は、事件が発生してから間もないこともあり、事実が確定していないことが多い。事件発生直後は、断片的な情報しか得られず、しかも、それらが互いに矛盾しているという場合も珍しくない。そのような情報の紹介が「偏見」を生じさせることになると解釈されるようでは、報道は出来ないということになりかねない。特に、重大事件で事実関係に争いがある場合には、検察と弁護側は激しく対立するから、一方に有利な報道は、他方から見れば「事実に基づかず、偏見を生じさせる報道」と解されることになる。しかも、事実の基礎があるかどうかを「偏見」の根拠と考えるとしても、その有無を判定する立場の者が存在しないから、検察又は弁護側の一方が「偏見」を主張すれば、それが罷り通るとということにもなりかねない。たとえば報道機関が被疑者の有罪無罪を決定づけるような情報を入手したとしても、高い報道価値を有するが故に、その情報は検察又は弁護側から「偏見を生じさせる」ものと非難され、報道できなくなるという事態も生じ得ることとなる。

しかし、このような状態は受け入れ難い。様々な報道機関が、取材において入手し、真実と信じた情報を報じることを認めることによって、事件に関して十分な報

道がなされることになるのであり、これによって事件について多様な見方が確保されることになる。「事実に基づかない報道」を禁止することは、限られた情報の流通しか認めない結果となり、国民の知る権利を損なうと共に、報道がなされないことにより噂が醸成される結果、かえって「偏見」を生み出すことになりかねない。

さらに、基本に立ち戻れば、本来、裁判開始前の段階で、仮に「報道による偏見」がありえたとしても、これによる悪影響は「質問手続」(2(9))によって排除されると考えるのが、制度の趣旨である。報道全般を規制するのではなく、「質問手続」を十分に活用することによって、適切な裁判員の選任確保を目指すべきである。米国においても、適正な陪審員選定手続が行われれば、被告人に不利益な報道が多数なされたということだけで公正な陪審裁判を受ける権利が侵害されたことにはならないと判断されているところである。

さらに、現代の通信技術の発展を考えれば、報道機関に対してのみ、このような配慮義務を認めることが、公正な裁判員の確保にどれだけ効果があるかも問われなければならない(インタ - ネットで情報を発信する者は、8(3)イは適用されない。この者に対しては8(3)アが適用されるが、そうであれば報道機関に対してのみ特別の制限規定を設けることの是非が問われるべきである)。

したがって、事件報道全般を規制する結果をもたらす可能性がある8(3)イを規定することは妥当でないと考える。「公正な裁判」と「報道の自由」をどのように調整するかは極めて困難な問題である。全く新しい制度である裁判員制度を開始するにあたって、このような配慮義務を法律で定めることは、たとえ罰則を設けなくても、報道の自由を脅かすものである。当面は、雑誌協会や新聞協会のような関係団体による自主的な検討と試行を優先させるべきである。

2 裁判手続の係属中

これは、被疑者が起訴され、裁判員が選定されてから、審理が開始され、判決が下されるまでの時期である。

この段階における報道に対する制限は、「何人も、裁判員又は補充裁判員に対して、その担当事件に関し、接触してはならない」(8(2)アの前半)との規定である。

この規定は、裁判の公正を確保しようとするものであり、その必要性はそれなりに認められる。また、裁判員が参加する手続は、原則として連日開廷され(4(4))、この結果、公判の期間はかなり短いことが予測されるから、上記の制限規定が適用される期間も短いと思われる。

これらの点を考慮すると、上記の規定については特に問題とされる点はなさそうに見えるが、この段階では、「何人も、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者の指名、住所その他のこれらの者を特定するに足る事実を公にしてはならない」(8(1)イ)の規定も適用される結果、これらの事項に関する報道も規制されることとなる。

たとえば、広域暴力団やカルト宗教集団の代表者を被告とする殺人事件の裁判にあたって、選定された裁判員自身が当該集団の構成員である疑いが濃厚である事実が浮かび上がった場合、裁判が公正に行われるべき公益性からすれば、メディアは当該裁判員に「接触」「特定」「公表」すべきであると考えられるが、この道が閉ざされている。

「接触の禁止」については、あらかじめ厳しく禁ずるのではなく、報道機関の良識と自主判断に任せるのが妥当である。

3 裁判手続の終了後

これは、判決が下された後の時期である。

ここでは、「何人も、知り得た事件の内容を公にする目的で、裁判員又は補充裁判員であった者に対して、その担当事件に関し、接触してはならないものとする」(8(2)アの後半)の規定が適用される。

この規定は、裁判員が秘密漏洩罪(7(2))に対応して設けられたものと思われるが、この秘密漏洩罪の対象となるのは、「職務上知り得た秘密」を漏らすことだけでなく、「担当事件の事実の認定、刑の量定等に関する意見」を述べることも含まれていて、広範なものになっている。まずもって、このような包括的な禁止規定を設けることなく、裁判員の秘密保持義務の範囲を縮小すべきものとするが、上記8(2)アの後半は、これに止まらず、公表目的で接触することを全て禁止するものであり、秘密漏洩罪で禁止されていない事項について尋ねることをも「永久に」禁止するものである。

しかし、たとえば個々の裁判員の名前を伏せるなどして評議の秘密を守りながら、評議のあり方について報道し、裁判員制度あるいは刑事裁判の現況を考える資料を提供することは有意義であり、また大いになされるべきことであって、これを規制すべきいわれはない。どのような制度であれ、その改善を図るためには国民が当該制度の現状を広く知ることが必要である。このことは、ノンフィクション「逆転」によって軍政下での沖縄の陪審制度を認識することができることを想起すれば容易に理解できるところである。

したがって、8(2)アの後半の規定は、報道の自由に対する過剰な規制であり、不当なものとする。基本的には、8(2)アの規定は全面的に削除すべきであると考えられるが、少なくとも、禁止される接触を、裁判員に課せられた秘密保持義務の違反になるようなものに限定することによって、両者の調和を図ることが必要である。また、報道目的や学術研究の目的による場合等、米国における陪審制のごとく、少なくとも判決言渡後は裁判員による論評を自由とし、報道機関がなす接触の禁止をも解除すべきものとする。

以上の考察によっても、国民の知る権利と報道の自由を確保する上で、きわめて問題の多い制度案と言わざるを得ず、慎重な検討が求められよう。

以上